

■高知県土佐材流通促進事業費補助金

改正後	現行 ※変更ない箇所は記載省略
高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱	高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱
<p>この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県土佐材流通促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 （略）</p> <p>第2章 土佐の木の住まい普及推進事業</p> <p>（定義） 第2条 （略）</p> <p>（補助対象者、補助対象経費及び補助金額） 第3条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録） 第4条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録の審査） 第5条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録証の交付） 第6条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録事項の変更） 第7条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の責務） 第8条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録の取消し） 第9条 （略）</p> <p>（申込み） 第10条 （略）</p> <p>（補助金の交付の申請） 第11条 （略）</p> <p>（補助金の交付の決定） 第12条 （略）</p> <p>（補助の条件） 第13条 （略）</p>	<p>この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県土佐材流通促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 （略）</p> <p>第2章 土佐の木の住まい普及推進事業</p> <p>（定義） 第2条 （略）</p> <p>（補助対象者、補助対象経費及び補助金額） 第3条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録） 第4条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録の審査） 第5条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録証の交付） 第6条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録事項の変更） 第7条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の責務） 第8条 （略）</p> <p>（土佐材パートナー企業の登録の取消し） 第9条 （略）</p> <p>（申込み） 第10条 （略）</p> <p>（補助金の交付の申請） 第11条 （略）</p> <p>（補助金の交付の決定） 第12条 （略）。</p> <p>（補助の条件） 第13条 （略）</p>

(補助金の返還等)
第14条 (略)

(補助金の実績報告)
第15条 (略)

(土佐材使用建築物普及推進への協力)
第16条 (略)

第3章 土佐材流通拠点設置事業

(定義)
第17条 (略)

(補助対象事業)
第18条 (略)

(補助率及び補助対象経費)
第19条 (略)

(補助金等交付申請書)
第20条 (略)

(補助金の交付の決定)
第21条 (略)

(補助の条件)
第22条 (略)

(補助金の交付の決定の取消し)
第23条 (略)

(補助事業の変更)
第24条 (略)

(補助事業の中止又は廃止)
第25条 (略)

(概算払の請求)
第26条 (略)

(実績報告等)
第27条 (略)

(補助金の返還)
第28条 (略)

第4章 雑則

(グリーン購入)
第29条 (略)

(補助金の返還等)
第14条 (略)

(補助金の実績報告)
第15条 (略)

(土佐材使用建築物普及推進への協力)
第16条 (略)

第3章 土佐材流通拠点設置事業

(定義)
第17条 (略)

(補助対象事業)
第18条 (略)

(補助率及び補助対象経費)
第19条 (略)

(補助金等交付申請書)
第20条 (略)

(補助金の交付の決定)
第21条 (略)

(補助の条件)
第22条 (略)。

(補助金の交付の決定の取消し)
第23条 (略)

(補助事業の変更)
第24条 (略)

(補助事業の中止又は廃止)
第25条 (略)

(概算払の請求)
第26条 (略)

(実績報告等)
第27条 (略)

(補助金の返還)
第28条 (略)。

第4章 雑則

(グリーン購入)
第29条 (略)

(情報の開示)
第30条 (略)

(県内発注)

第31条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

附則

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- (略)
- この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第3項、第13条第1号、第2号及び第5号、第14条、第22条第1号及び第2号、第23条、第27条第3項、第28条並びに第30条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により令和5年度までに土佐材パートナー企業登録証の交付を受けた企業は、高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱6条で登録された事業者とみなす。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第8条関係) (略)

別表第2 (第3条関係) (略)

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
①土佐材住宅等建築事業	土佐材使用量5 m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額： (a)土佐材使用量5 m3以上10m3未満 25,000円/棟 (b)土佐材使用量10m3以上 5,000円/m3 ただし、(a)、(b)ともに横架材(※)については使用量1 m3につき5,000円加算(上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円) 上限は①と⑤の合計
②土佐材モデル住宅建築事業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：15,000円/m3 ただし、横架材(※)については5,000円/m3加算 (上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円)
③土佐材非住宅建築物等事業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費(ただし、以下の(ア)から(エ)までのいずれか一つ以上に該当すること) (ア)土佐材に付加価値を付けた製品(CLT、集成材等)を使用している。 (イ)高知県林業活性化推進協議会	定額：1万円/m3 ただし、横架材(※)については5,000円/m3加算 (上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円)

(情報の開示)
第30条 (略)

(新設)

附則

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- (略)
- この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第3項、第13条第1号、第2号及び第5号、第14条、第22条第1号及び第2号、第23条、第27条第3項、第28条並びに第30条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により令和5年度までに土佐材パートナー企業登録証の交付を受けた企業は、高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱6条で登録された事業者とみなす。

附則

(新設)

別表第1 (第3条、第8条関係) (略)

別表第2 (第3条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
①土佐材住宅等建築事業	土佐材使用量5 m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額： (a)土佐材使用量5 m3以上10m3未満 25,000円/棟 (b)土佐材使用量10m3以上 5,000円/m3 ただし、(a)、(b)ともに横架材については使用量1 m3につき5,000円加算(上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円) 上限は①と⑤の合計
②土佐材モデル住宅建築事業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：15,000円/m3 ただし、横架材(※)については2万円/m3 (上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円)
③土佐材非住宅建築物等事業	土佐材使用量10m3以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費(ただし、以下の(ア)から(エ)までのいずれか一つ以上に該当すること) (ア)土佐材に付加価値を付けた製品(CLT、集成材等)を使用している。 (イ)高知県林業活性化推進協議会	定額：1万円/m3 ただし、横架材(※)については15,000円/m3 (上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円)

	など県内の事業所等が開発する木質建材を使用している。 (ウ) J A S 製材品を土佐材使用量の 10 分の 1 以上使用している。 (エ) 土佐材モデル的商業施設等である。	
④高知モデル建築事業	高知モデルの建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：2万円/m ³ (上限：100万円/棟)
⑤土佐材リフォーム事業	土佐材使用量30m ² 以上の内装等のリフォームに係る土佐材の使用に要する経費	定額：1,000円/m ² (上限：1企業当たり、100万円+事業区分①における横架材の使用量×5,000円) 上限は①と⑤の合計
⑥高知県産品贈呈事業	別表第1の2に定めるイベント活動において、高知県をPRするために顧客に配布する一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する高知県産又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品の購入に要する経費	定額：3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)

※横架材とは、建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋等水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材（土台、大引及び根太は除く。）をいう。

別表第3（第11条関係）（略）

申請書に添付すべき関係書類	
1. 土佐材使用建築（事業区分①～⑤）	
(1) 土佐材の使用材積が確認できるもの 原則として、納材業者（プレカット工場、製品市場等）が、高知県内の製材工場加工されたことを証明する土佐材使用明細書等とする。ただし、高知県内の製材工場から、直接納材された場合は製材工場の納品書の写しで、これに代えることができるものとする。	
(2) かし担保保険証券の写し等（新築住宅のみ） かし担保責任保険に係る保険証券の写し又は同保険に係る保険付保証明書の写し。ただし、2月中の引渡し物件であって保険証券等の発行が3月10日を超える場合にあつては、当該保険の申込みを行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該保険証券等の写しを送付するものとする。	
(3) 検査済証の写し（新築住宅以外） 2月中の引渡し物件であつて、検査済証の発行が3月10日を超える場合にあつては、完了検査申請を行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該検査済証の写しを送付するものとする。ただし、建築確認を要しない場合にあつては、登記事項証明書の写しに代えることができる。	
(4) リフォームの場合は引渡証等工事の完了が確認できるもの及び施工面積が分かる設計図書等の写し	
(5) 写真	
①土佐材住宅等建築事業	: 施工中の外観、完成後の外観及び内観写真をそれぞれ1枚以上
②土佐材モデル住宅建築事業	: ①と同様
③土佐材非住宅建築物等事業	: ①に加え、別表第2に規定する木質建材の <u>施工中の写真</u> を1枚以上
④高知モデル建築事業	: ①に加え、建築中の構造部（ラーメンフレーム）の写真を1枚以上
⑤土佐材リフォーム事業	: 施工前、施工中及び施工後の写真をそれぞれ

	など県内の事業所等が開発する木質建材を使用している。 (ウ) J A S 製材品を土佐材使用量の 10 分の 1 以上使用している。 (エ) 土佐材モデル的商業施設等である。	
④高知モデル建築事業	高知モデルの建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：2万円/m ³ (上限：100万円/棟)
⑤土佐材リフォーム事業	土佐材使用量30m ² 以上の内装等のリフォームに係る土佐材の使用に要する経費	定額：1,000円/m ² (上限：1企業当たり、100万円+事業区分①における横架材の使用量×5,000円) 上限は①と⑤の合計
⑥高知県産品贈呈事業	別表第1の2に定めるイベント活動において、高知県をPRするために顧客に配布する一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する高知県産品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品の購入に要する経費	定額：3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)

※横架材とは、建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋等水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材（土台は除く。）をいう。

別表第3（第11条関係）

申請書に添付すべき関係書類	
1. 土佐材使用建築（事業区分①～⑤）	
(1) 土佐材の使用材積が確認できるもの 原則として、納材業者（プレカット工場、製品市場等）が、高知県内の製材工場加工されたことを証明する土佐材使用明細書等とする。ただし、高知県内の製材工場から、直接納材された場合は製材工場の納品書の写しで、これに代えることができるものとする。	
(2) かし担保保険証券の写し等（新築住宅のみ） かし担保責任保険に係る保険証券の写し又は同保険に係る保険付保証明書の写し。ただし、2月中の引渡し物件であつて保険証券等の発行が3月10日を超える場合にあつては、当該保険の申込みを行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該保険証券等の写しを送付するものとする。	
(3) 検査済証の写し（新築住宅以外） 2月中の引渡し物件であつて、検査済証の発行が3月10日を超える場合にあつては、完了検査申請を行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該検査済証の写しを送付するものとする。ただし、建築確認を要しない場合にあつては、登記事項証明書の写しに代えることができる。	
(4) リフォームの場合は引渡証等工事の完了が確認できるもの及び施工面積が分かる設計図書等の写し	
(5) 写真	
①土佐材住宅等建築事業	: 施工中の外観、完成後の外観及び内観写真をそれぞれ1枚以上
②土佐材モデル住宅建築事業	: ①と同様
③土佐材非住宅建築物等事業	: ①に加え、別表第2に規定する木質建材の <u>施工中及び完成後の写真をそれぞれ1枚以上</u>
④高知モデル建築事業	: ①に加え、建築中の構造部（ラーメンフレーム）の写真を1枚以上

1枚以上

(6) 広報に使用した印刷物等（土佐材モデル住宅のみ）

2. 高知県産品贈呈事業（事業区分⑥）

(1) イベント活動に使用した印刷物等
イベントの告知に係るチラシ等

(2) 領収書等の支払い書類
一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する商品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品とし、購入した商品の名称・数・金額が分かるもの

(3) 写真
次の写真をそれぞれ1枚以上提出すること
・ イベント会場の遠景写真
・ 土佐材のPR資材（のぼり旗、ポスター等）が写っている写真
・ イベント実施中の様子を写した写真

(4) イベント参加者名簿

⑤土佐材リフォーム事業 : 施工前、施工中及び施工後の写真をそれぞれ1枚以上

(6) 広報に使用した印刷物等（土佐材モデル住宅のみ）

2. 高知県産品贈呈事業（事業区分⑥）

(1) イベント活動に使用した印刷物等
イベントの告知に係るチラシ等

(2) 領収書等の支払い書類
一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する商品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品とし、購入した商品の名称・数・金額が分かるもの

(3) 写真
次の写真をそれぞれ1枚以上提出すること
・ イベント会場の遠景写真
・ 土佐材のPR資材（のぼり旗、ポスター等）が写っている写真
・ イベント実施中の様子を写した写真

(4) イベント参加者名簿

別表第4（第12条～第14条、第21条～第23条関係）（略）

別表第4（第12条～第14条、第21条～第23条関係）（略）

別表第5（第19条関係）

別表第5（第19条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1) 流通拠点利用事業	・ 流通拠点の賃借料 ・ 流通拠点での土佐材の保管、管理、荷降ろし、荷捌き及び配送に係る経費	定額 ・ ロット利用 ①初めての協定を締結した日から1年を経過した日の属する年度まで 2,000 円 / m3 ②初めて協定を締結した日から1年を経過した日の属する年度の翌年度から 500 円 / m3 ・ 邸別利用 <u>(住宅)</u> 3,000 円 / m3 (6万円以内/棟) ただし、1棟当たりの土佐材の使用量が5 m3 以上のものを対象とする。 ・ 邸別利用 <u>(非住宅)</u> <u>5,000 円 / m3</u> <u>(25万円以内/棟) ただし、1棟当たりの土佐材の使用量が10m3 以上のものを対象とする。</u>
(2) 高次加工促進事業	県内製材工場、又は県内製材工場を組合員とする事業協同組合で製材品の市場機能を有するものが行う四国外の高次加工事業者との新規取引獲得を目的とした土佐材の輸送に係る経費	2分の1以内 (同一の販売者－事業者の組合せで3回を上限とし、1便当たり10万円を上限とする) ただし、補助事業者は、補助を受けようとする事業者から、別記第17号又は第18号様式の別紙の誓約書を徴収することとする。

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1) 流通拠点利用事業	・ 流通拠点の賃借料 ・ 流通拠点での土佐材の保管、管理、荷降ろし、荷捌き及び配送に係る経費	定額 ・ ロット利用 ①初めての協定を締結した日から1年を経過した日の属する年度まで 2,000 円 / m3 ②初めて協定を締結した日から1年を経過した日の属する年度の翌年度から 500 円 / m3 ・ 邸別利用 <u>(追加)</u> 3,000 円 / m3 (6万円以内/棟) ただし、1棟当たりの土佐材の使用量が5 m3 以上のものを対象とする <u>(新設)</u>
(2) 高次加工促進事業	県内製材工場、又は県内製材工場を組合員とする事業協同組合で製材品の市場機能を有するものが行う四国外の高次加工事業者との新規取引獲得を目的とした土佐材の輸送に係る経費	2分の1以内 (同一の販売者－事業者の組合せで3回を上限とし、1便当たり10万円を上限とする) ただし、補助事業者は、補助を受けようとする事業者から、別記第17号又は第18号様式の別紙の誓約書を徴収することとする。

第13号様式（第20条関係）

第13号様式（第20条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名
生年月日

高知県土佐材流通促進事業費補助金（土佐材流通拠点設置事業）交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱第20条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

事業区分	事業内容	事業費	左の財源（円）		事業着手予定年月日	備考
			県補助金	その他	事業完了予定年月日	

第13号様式（第20条関係）

第13号様式（第20条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名
生年月日

高知県土佐材流通促進事業費補助金（土佐材流通拠点設置事業）交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱第20条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

事業区分	事業内容	事業費	左の財源（円）		事業着手予定年月日	備考
			県補助金	その他	事業完了予定年月日	

第13号様式（別紙）

3 収支予算

(1) 収入

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

(2) 支出

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

4 添付書類

- (1) 土佐材流通促進協議会設置規約
- (2) 積算資料
- (3) 県税の滞納がないことを証する証明書（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）又は納税義務がないことの申立書
又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
 ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 ※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。
（注）マイナンバーカードは表面のみコピーしてください。（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）
 (4) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙）

第13号様式（別紙）

3 収支予算

(1) 収入

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

(2) 支出

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

4 添付書類

- (1) 土佐材流通促進協議会設置規約
- (2) 積算資料
- (3) 県税の滞納がないことを証する証明書（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）又は納税義務がないことの申立書
又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
 ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 ※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
 (4) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙）

第 14 号様式 (第 21 条関係) (略)

第 15 号様式 (第 24 条関係) (略)

第 16 号様式 (第 24 条関係) (略)

第 17 号様式 (第 26 条関係) (略)

第 17 号様式 (別紙) (略)

第 18 号様式 (第 27 条関係) (略)

第 19 号様式 (第 27 条関係) (略)

第 14 号様式 (第 21 条関係) (略)

第 15 号様式 (第 24 条関係) (略)

第 16 号様式 (第 24 条関係) (略)

第 17 号様式 (第 26 条関係) (略)

第 17 号様式 (別紙) (略)

第 18 号様式 (第 27 条関係) (略)

第 19 号様式 (第 27 条関係) (略)